

平成22年度経営計画の評価

平成23年7月29日

鹿児島県信用保証協会

— 目 次 —

はじめに	1
I 経営方針	
1 業務環境	2
2 業務運営方針	3
II 平成 22 年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価	
1 保証部門	
(1)保証審査の充実と効率化	4
(2)保証利用の推進	5
(3)中小企業者等の利便性向上に向けた取組	7
(4)信用リスクの管理態勢の充実・強化	8
2 期中管理部門	
(5)経営支援・再生支援等体制の強化及び創業・再挑戦支援の推進	9
(6)大口保証企業等の決算書毎期徴求による事故防止	11
(7)返済緩和の条件変更等の審査の充実	11
(8)求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進	12
(9)事故予見先の早期実態把握による期中管理の強化及び 適時・的確な代位弁済の履行	13
3 回収部門	
(10)求償権回収の促進	14
(11)求償権の適正管理及び的確な管理事務停止と求償権整理の実施	15
4 その他間接部	
(12)企画立案や総合調整機能等の充実	16

(13)リスク考慮型保証料率体系及び責任共有制度の円滑な実施 並びに改正利息制限法及び改正出資法への対応	17
(14)信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上及び 保証審査に対する目利き能力の向上	18
(15)電算処理システムの適正かつ効率的な運用	19
(16)個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化	20
(17)協会運営や経営目標の達成に貢献する内部部監査の実施	21
5 事業計画	22
6 収支計画	23
7 財務計画	24
9 経営諸比率	25
III 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言	26

(参考資料)

外部評価委員会運営規程(別紙1)	28
中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領(別紙2)	29
計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準(別紙3)	30

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成 21 年 4 月に策定した第 2 次中期事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度）」の基本方針のもとに、平成 22 年 4 月、「平成 22 年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第 35 条第 1 項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙 1」参照）の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期に中間的な評価を行うとともに、平成 23 年 6 月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙 2」参照）において協議・検討を重ね、「平成 22 年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成 22 年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成 22 年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成 22 年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成 23 年 7 月 29 日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋 基美

I 経営方針

平成22年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、世界同時不況の影響を受けるなど、依然厳しい状況が続いており、引き続き国の景気対策として実施された景気対応緊急保証及び中小企業金融円滑化法による返済条件緩和の推進に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

1 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、乗用車販売や家電販売など一部に持ち直しの動きがみられる。一方、主要ホテル・旅館の宿泊客数及び百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体として弱い動きとなっている。

建設関連では、公共工事は増加しているものの、新設住宅着工は低い水準で推移していることから、全体としては低調となっている。

生産活動においては、電子部品関連に持ち直しの動きがあるなど、全体としては回復傾向にある。

また、労働需給は、新規求人において改善の動きが見られるが、有効求人倍率が極めて低い水準にあり、雇用情勢は厳しい状態が続いている。

このように、県内経済は、全体としては、厳しい状況が続いている状態にある。

今後の経済動向については、平成23年3月に予定される九州新幹線鹿児島ルートの全線開通による観光産業等への効果が期待されるものの、個人消費の増加や建設関連の回復を見込めないことから、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、一部で持ち直しの動きがある一方、引き続き厳しい状況にあるとされている。県内中小企業の景況については、業種間にばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、住宅投資の減少、雇用環境の悪化等により、先行きが懸念されるなど、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面から見ると、資金繰り悪化等に伴う資金需要はあるものの、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販的能力増強のための設備投資の大幅な増加は見込めず、資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、個人消費の低迷、雇用環境の悪化、設備投資の減少等により、今後も、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、平成22年度の業務運営は、平成22年2月にこれまでの緊急保証制度を拡充して創設された景気対応緊急保証の実施により、保証承諾は、平成21年度に引き続き、高水準による推移が見込まれる。

一方、代位弁済については、中小企業を取り巻く厳しい状況や企業倒産件数の増加等による代位弁済率の悪化が見込まれている。また、回収についても、有担保保証の減少や第三者保証人の非徴求の影響による回収率の低下が見込まれるなど、厳しい状況になることが予想される。

平成22年度は、第2次中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境に対応して、平成21年度に引き続き、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報の適正な管理等に努める。

加えて、期中管理の徹底による代位弁済の抑制や経営支援を促進するために、経営再生支援室を改組して、新たに経営支援部を設置する。

Ⅱ 平成22年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消の方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3「計画等自己評価（案）に係る達成度基準」に基づき、A・B・C・D・Eの5段階とし、A～高い、B～やや高い、C～普通、D～やや低い、E～低いとした。

1 保証部門

評価項目	(1) 保証審査の充実と効率化	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証申込が初めての中小企業者や保証申込金額が一定の基準を超える中小企業者については、努めて企業訪問を実施し、当該企業の経営実態将来性等の把握を行い、保証審査の充実を図る。 また、平成21年10月から試行してきた、小口利用層を対象に、CRDスコアリングモデルの評点の活用により、一定基準以上の評価のものの審査を簡略化する審査方法を正式に導入し、保証審査の効率化を図る。	顧客目線に立った保証審査を実施するため、訪問基準を定め、保証審査担当者1人当たり月3件を目標とする企業訪問を計画した。 当協会事務所内での面談者数を含めた訪問企業数は、362件（前年度172件）、1人当たり月平均2.5件となった。 簡易審査による保証承諾の実績は、1,173件となり、全体に占める構成割合は16.5%（前年度6.3%）となった。	B
評価項目の自己評価		
<p>企業訪問については、目標を達成出来なかつたが、前年度を上回る結果となつた。</p> <p>簡易審査については、保証承諾件数の全体に占める構成割合が16.5%（前年度6.3%）であった。</p> <p>従来の簡易審査に加え、平成22年11月から小口保証に係る簡易審査を導入し、保証審査の効率化を図ったことにより、1件当たりの平均内定処理日数は5.1日（前年度6.1日）となり、1日短縮した。</p>		

評価項目	(2) 保証利用の推進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>保証業務改革プロジェクトチームを中心として、保証浸透度の向上対策、企業訪問実施方法等に関する企画立案、保証業務に係る規定等の制定・改廃等に関する協議・検討を行うとともに、金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に実施し、保証利用の推進を図る。</p> <p>また、多様化する中小企業者の資金ニーズに的確かつ迅速に対応するため、景気対応緊急保証をはじめとした政策保証等の積極的な推進を行い、弾力的な保証対応に努めるとともに、国・地方公共団体の政策に沿って創設された保証制度について、広報や利用促進に積極的に取り組む。</p>	<p>プロジェクトチーム（保証部次長以下12名）は、月1回の定例会議のほか隨時会議を開催し、保証部長の指示事項について、次のとおり協議・検討を行った。</p> <p>(1) 保証浸透度向上のための対策について ア 信用保証協会団体信用生命保険制度を平成23年1月から導入し、所要の手続きを行った。 (3月末現在の保証承諾件数 84件) イ 平成23年2月、卒業予定先607企業に対しDMを発送し、再利用の保証推進を行った。</p> <p>(2) 金融機関等との緊密な連携の方策について 課長代理を中心として、金融機関の担当者との意見交換会を平成22年10月から11月にかけて5回開催した。</p> <p>(3) 保証制度の新商品開発について 次のとおり創設し平成23年4月1日から施行することとした。 ア Fast(ファスト)保証 イ 事業者カードローン500当座貸越根保証 ウ 環境対策サポート保証</p> <p>(4) 新電算システムの新しい機能の導入について 事前相談システムの活用を徹底した。</p> <p>(5) 信用保証実務解説について 平成22年10月現在で作成し、金融機関など関係機関へ配布した。 また、次のとおり各種保証制度の広報等を行った。</p> <p>(1) セーフティネット保証 ・Eメールによる情報配信（4月、1月） ・保証月報による広報（1月） ・商工会議所、商工会研修（4回） ・関係機関広報誌等による広報（4回）</p> <p>(2) 特定社債保証 ・適債要件合致企業のリストアップ</p> <p>(3) 当座貸越・事業者カードローン ・Eメールによる情報配信（7月） ・保証月報による広報（10月）</p> <p>(4) 創業支援保証 ・鹿児島商工会議所主催の「かごしま創業塾」に出席し、創業予定者に対し保証制度の説明を行った。</p> <p>(5) 予約保証 ・Eメールによる情報配信（7月） さらに、新しい保証制度について、金融機関向け説明会を開催し、利用促進を図った。</p>	A

評価項目の自己評価

平成22年度の保証承諾は、7,362件、87,455百万円（前年度比93.7%）となった。全国平均の金額前年度比は85.2%であり、全国平均を上回ったが、年度計画額90,000百万円に対し25億円余り不足した。

保証債務残高は、23,576件、203,875百万円（前年度比99.1%）となった。全国平均の金額前年度比は97.8%であり、全国平均並みであった。

なお、保証浸透率は25.1%（前年度末25.3%）であった。

プロジェクトチームによる保証利用推進策の検討については、全ての項目において、既に実施済であり、概ねプロジェクトチームとしての成果を収めることができた。

各種保証制度の広報等については、機会を捉え積極的に対応するとともに、Eメールや各種会議、保証月報などにより報提供に努め、保証推進を図った。

評価項目	(3) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 本協会ホームページなどにより、中小企業者、金融機関、関係機関・団体等に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者等からの相談や意見、要望等に迅速な対応を行うなど利便性の向上を図る。	<p>ア 平成22年9月にリニューアルしたホームページや機関紙等により、保証要件、各種保証制度の内容、特別相談窓口等の設置情報の提供を行うとともに、ホームページアドレスをリーフレット等に掲載し、ホームページの利用促進を図った。</p> <p>【ホームページアクセス】件数 19,309件 1日平均57.6件 (22年3月末 15,971件 1日平均47.7件)</p> <p>【ホームページ相談】 件数 13件 (22年3月末 11件)</p>	ア A
イ 中小企業者を対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や金融機関及び中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ、配付する。	<p>イ 平成22年度版「信用保証制度のご案内」を作成し、金融機関及び関係機関へ配布した。</p> <p>また、各種会議においては、推進制度の案内を盛り込んだ資料を作成し、説明を行った。</p>	イ B
ウ 保証制度を充分に利用していない中小企業者や流動資産担保融資保証の対象企業に対して、Eメールの活用や郵便等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。	<p>ウ 保証債務残高が減少している中小企業者（卒業予定先）607企業に対し、2月にDMにより保証利用の案内文書を送付した。（3月末現在、37企業の保証申込みあり）</p> <p>また、次のとおりEメールの配信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～緊急対応保証制度、制度資金の改正のお知らせ ・ 7月～当座貸越、事業者カードローン、予約保証のお知らせ ・ 10月～口蹄疫経営再建支援資金、流動資産担保融資のお知らせ ・ 1月～信用保証協会団体信用生命保険制度、景気対応緊急保証制度のお知らせ 	ウ A
エ 中小企業者からの苦情・相談、意見等に、的確、丁寧に対応するとともに、その内容をデータベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。	<p>エ 平成22年度登録件数 4件 (平成21年度登録件数 3件)</p> <p>専用電話回線への苦情相談はなかった。</p>	エ A
評価項目の自己評価		
<p>ア ホームページへの3月末のアクセス件数については、ホームページリニューアルの効果もあり、前年度比は120.9%と増加した。ホームページを使った相談についても、前年度11件から13件に増加した。</p> <p>イ パンフレットの配布の他、関係機関等との会議において、保証制度内容の説明を行い、保証推進を図った。また、中小企業者の利便性向上を図るため、添付書類の簡素化について、プロジェクトチームにおいて検討を行っていくこととした。</p> <p>ウ 卒業予定先の中小企業者に対し、保証制度利用の案内文書を送付し、保証利用の向上を図った。また、Eメールによる情報発信を行い、効果的な情報提供に努めた。</p> <p>エ 中小企業者から4件の苦情・意見があったが、当該部署において迅速かつ丁寧な対応に努め、概ね相手先の了承を得る事ができた。また、登録した4件については、職員に配信し、情報の共有化を図った。</p>		

評価項目	(4) 信用リスクの管理態勢の充実・強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 部内研修会や定例部内会議を活用し、保証審査における基本的な考え方や信用保証審査マニュアルの周知徹底を図り、統一的で平準化した審査判断の徹底に努める。	ア 部内研修（毎月）や定例部内会議（毎週月曜日開催）を通じ、保証審査における基本的な考え方や各種マニュアルの周知を図った。 また、保証料や保険料等の研修を行い、信用補完制度の現状について、周知を図った。	ア A
イ 貸付後、短期間で代位弁済となつた事故案件については、早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、今後の審査事務にフィードバックする。	イ 「早期代弁事故案件に係る検証分析実施要領」により、対象企業56件の検証分析を行い、特に問題があつた3件については、その対応策を検討し、部内研修を通じ職員に周知した。	イ A
評価項目の自己評価		
<p>ア 部内研修や定例部内会議を活用し、保証審査における統一的かつ平準化した審査判断の徹底を図った。 また、保証審査における諸問題や対応策については、隨時、職員に対し周知するよう努めた。</p> <p>イ 早期代弁事故案件については、上記実施要領に基づき、事故に至った原因等を検証分析し、必要に応じ検証結果を審査担当者へフィードバックし（例：直近の決算で、経常利益が大幅な赤字である時は、その理由を総合評価書に記載するなど、より慎重な対応を行うこと），保証審査に活かした。さらに、貸付実行日から1年以内に位弁済に至ったものを対象として、金融機関、業種及び保証制度ごとの状況について、多角的な視点による検証等を行うこととした。</p>		

2 期中管理部門

評価項目	(5) 経営支援・再生支援等体制の強化及び 創業・再挑戦支援の推進	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 適切な保証審査や保証利用企業等の早期実態把握による適時・的確な指導により円滑な事業活動を支援し代位弁済を抑制するために、経営再生支援室を「経営支援部」に変更し部として位置づけるとともに、同部に複数名の専任職員を配置し、組織的な体制を構築する。	ア 平成22年4月1日付け経営再生支援室を改組し、新たに経営支援部を創設した。（専任職員5名を配置）	ア A
イ 経営支援及び再生支援については事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期の実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による経営改善計画や再生計画の作成支援のほか、中小企業サポートシステム（CSS）、中小企業経営診断システム（MSS）等の有効活用により、これら企業を積極的に支援する。	イ (7) 事故が予見される企業 面談・訪問回数 107回 条件変更 件数 575件、金額 16,041百万円 (イ) 事業再生に取り組む求償権先 管理部において、事業継続中の求償権先をリストアップし、新規求償権267企業の他、既存求償権の見直しを行い、支援対象企業の選定を行った。 選定作業の結果、支援対象となる企業はなく、当該保証の実績はなかった。 (ウ) CSS、MSSの活用 CSSは2企業、MSSは28企業の再生計画の検証に活用した。	イ B
ウ 再生支援については、企業訪問、代表者面談、金融機関等の協議による早期実態把握を行うとともに、県中小企業再生支援協議会及び金融機関の支援担当部署との緊密な連携や再生支援審査会等による審議を通じて、積極的な支援を行う。	ウ (7) 再生支援 面談 13企業 (相談内容：新規借入 6企業、条件変更 3企業 経営相談 4企業) (イ) 県再生支援協議会との連携 新規保証 8件（前年度比100.0%）、192百万円（前年度比117.0%） 条件変更 120件（前年度比130.4%）、3,408百万円（前年度比122.6%）	ウ B
エ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析等に努め、適切に対応する。	エ 平成22年6月以降、（財）かごしま産業支援センター主催のかごしま中小企業応援センター連絡協議会に4回出席し、情報の収集を行った。 また、8月には県中小企業経営革新支援協議会の経営革新支援チーム会議に出席した。 平成22年8月、再挑戦関連企業に対し1件、3百万円の保証承諾実績を行った。	エ A
オ 経営・再生支援等に当たっては、金融機関や商工団体等と緊密な連携を図りながら、効果的な対策を講じる。	オ 金融機関との連携強化を推進するため、地元5行庫・組合本部との意見交換会を実施した。 また、県商工会連合会主催の経営指導員委員会懇談会や南九州税理士会の金融研修会に出席した。	オ A

評価項目の自己評価

ア 専任職員5名のうち、2名については中小企業診断士の有資格者であり、事業再生や経営改善に取り組む中小企業者に対し、さらにきめ細やかな経営支援・再生支援の推進が可能となった。

なお、平成23年度から、企業の支援・再生及び期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制を図るため、新たに、期中支援課を設置した。

イ 事故が予見される企業については、「保証債務残高50百万円以上、かつC R D カテゴリー2以下」等の企業の中から面談・訪問を行った。経営支援・コンサルティングの年間目標200企業に対し、達成率は54%となつた。

求償権消滅保証は、支援候補企業を抽出するも当該保証の要件を満たす企業がなく、実績に繋がらなかつた。

ウ 再生支援については、県再生支援協議会と積極的に連携を図り、主に条件変更による対応を進めた。

エ かごしま中小企業応援センター等を通じ、創業・再挑戦に係る関連情報の収集に努め推進を図った。
再挑戦関連企業の新規保証申込に対し、1件、3百万円の保証承諾を行った。

オ 関係機関との連携強化を推進し、幅広い正確な情報収集に努めた。

評価項目	(6) 大口保証企業等の決算書毎期徴求による事故防止		総合判定 B
	課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度	
大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については、大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づき、決算書を毎期徴求することにより、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ、適切な措置を講じる。	大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領に基づいて、一定の基準に該当する中小企業者の決算書を徴求した。 徴求した企業数 230企業（前年度229企業） また、決算書徴求後、決算内容をC R Dに入力のうえ、必要と判断した企業に対し、面談や訪問等を実施した。 面談・訪問企業数 16企業（前年度比 106.7%）	B	
評価項目の自己評価			
<p>決算書を徴求した企業について、財務内容を精査・検討し、経営改善計画の実施状況や改善策の進捗状況を確認した。</p> <p>計画未達先や財務内容が厳しい先等については、必要に応じ、面談や企業訪問等により実態把握を行った。</p>			

評価項目	(7) 返済緩和の条件変更等の審査の充実		総合判定 A
	課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度	
返済緩和の条件変更等の審査は、期中管理要領に基づき、保証審査における定量及び定性評価と同様の審査を踏まえ、経営改善計画や長期収支計画の実現性・妥当性を検証するなど企業の実態に応じた対応を行う。	期中管理要領及び経営支援部業務取扱要領に基づき、定量・定性評価を行い、改善計画等の妥当性を検証したうえで対応した。 【条件変更】 件数 2,270件（前年度比 127.0%） 金額 28,027百万円（前年度比 122.9%）	A	
評価項目の自己評価			
<p>条件変更の申込については、当該企業の現状を把握するとともに、将来の事業計画や収支見込を検討のうえ、審査した。</p> <p>特に、大口保証企業や財務内容の評価の低い企業からの申込については、単に返済方法の変更内容の審査だけでなく、経営者との面談や金融機関との綿密な連携のもとに、実態に即して、具体的な経営改善策や長期収支計画の検討を行い、資金繰りの改善に努めた。</p>			

評価項目	(8) 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進	総合判定
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
営業中の求償権先について、訪問による現況把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営再生支援所管部署等と連携して支援の促進に努める。	<p>管理部において、事業継続中の求償権先をリストアップし、新規求償権267件の他、既存求償権の見直しを行い、支援対象企業の選定を行った。</p> <p>新規求償権企業先については、代位弁済後、早期に営業状態及び返済状況等を検討したが、再生を見込める企業はなかった。</p> <p>また、既存求償権先については、毎月返済を履行している先に対し、返済額の増額交渉を行う際に、事業再生の可能性を検討するよう努めているが、厳しい経営状況下にある先が多く、再生を見込める企業はなかった。</p>	C
評価項目の自己評価		
支援候補企業について現況確認等を行ったが、売上過小、廃業、破産等により当該保証の要件を満たしている企業はなく、実績に繋がらなかった。		

評価項目	(9) 事故予見先の早期実態把握による期中管理の強化 及び適時・的確な代位弁済の履行	総合判定															
		A															
課題解消のための方策																	
方策の項目	実施状況	達成度															
<p>ア 延滞発生に際しては、早期に金融機関及び対象企業を含めた協議を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>さらに、CRDスコアリングモデルの評点が一定基準以下の企業や事故報告先企業等を対象として、金融機関と緊密に連携し、代表者面談、企業訪問による実態把握を行い、事故予見先の早期発見と経営課題に対する助言指導、条件変更等、必要かつ適切な支援を積極的に推進する。</p> <p>イ 金融機関との連携を密にし、正確かつ迅速な代位弁済を行う。</p>	<p>ア 毎月初めに出力する早期延滞管理リストに基づき、主に金融機関から必要な情報収集を行い、条件変更や借換保証等による正常化を図った。</p> <p>【条件変更】</p> <table> <tr> <td>件数</td> <td>2,270件</td> <td>(前年度比 127.0%)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>28,027百万円</td> <td>(前年度比 122.9%)</td> </tr> </table> <p>「保証債務残高50百万円以上、かつCRDカテゴリー2以下」等の企業や事故報告先企業等については、面談・訪問による実態把握に努め、必要な措置を講じた。</p> <p>【面談・訪問回数】</p> <table> <tr> <td>107回</td> </tr> </table> <p>イ 保証部から移管した代位弁済予定案件については、移管日を含め2日以内に金融機関へ代位弁済に係る指示・依頼文書を送付し、提出締切日を基に期日管理を行った。</p> <p>また、時間を要する案件については、金融機関へ隨時進捗状況を確認し、手続きの迅速化を図った。</p> <p>代位弁済に係る正確な事務手続きと迅速化を図るために、金融機関への事務説明会を計5回実施した。</p> <table> <thead> <tr> <th>平成22年度実績</th> <th>前年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代位弁済被請求</td> <td>571件 (559件)</td> </tr> <tr> <td>代位弁済</td> <td>574件 (567件)</td> </tr> <tr> <td>代位弁済被請求残</td> <td>23件 (28件)</td> </tr> </tbody> </table>	件数	2,270件	(前年度比 127.0%)	金額	28,027百万円	(前年度比 122.9%)	107回	平成22年度実績	前年度実績	代位弁済被請求	571件 (559件)	代位弁済	574件 (567件)	代位弁済被請求残	23件 (28件)	<p>ア A</p> <p>イ A</p>
件数	2,270件	(前年度比 127.0%)															
金額	28,027百万円	(前年度比 122.9%)															
107回																	
平成22年度実績	前年度実績																
代位弁済被請求	571件 (559件)																
代位弁済	574件 (567件)																
代位弁済被請求残	23件 (28件)																
評価項目の自己評価																	
<p>ア 早期延滞管理リストに基づき延滞管理を行い、期中管理の強化に努めた。</p> <p>また、事故が予見される先については、面談・訪問による早期実態把握を行い、条件変更等の措置を講じた。</p> <p>なお、平成23年度から、「期中支援課」を新設、専任職員4名を配置し、期中管理体制の充実・強化に努めることとした。</p> <p>【平成23年度の電話督促状況】</p> <table> <tr> <td>4月 289件</td> <td>5月 305件</td> </tr> </table> <p>イ 平成22年度の代位弁済は574件（前年度比101.2%）、4,275百万円（前年度比97.0%）となり、件数では前年度より7件増加したが、金額では前年度を約130百万円下回る実績となった。</p> <p>また、代位弁済請求受付後、代位弁済実行までの平成22年度の平均処理日数は29.5日となり、平成21年度の35.9日より6.4日短縮し手続きの迅速化が図られた。</p>	4月 289件	5月 305件															
4月 289件	5月 305件																

3 回収部門

評価項目	(10) 求償権回収の促進	総合判定		
		A		
課題解消のための方策				
方策の項目		実施状況	達成度	
ア 求償権回収を促進するため、代位弁済後、早期に回収に着手するとともに、定期回収の増加に努める。 また、一括入金や担保物件の処分を促進し回収の最大化に努める。	イ 保証協会債権回収(株)を有効に活用し、効率的かつ効果的な回収に努める。	<p>ア 新規求償権574件については、現況を把握し回収方針を明確にするため、代位弁済後早期に返済交渉を行った。</p> <p>新規の有担保求償権118件については、代位弁済後6か月間の追跡管理を徹底し、任意処分が見込めない案件は、競売申立を迅速に行うなど回収の促進に努めた。</p> <p>定期回収については、「分割返済管理システム」を稼働させ、入金管理の強化を図るとともに、電算による自動督促機能を有効に活用した。</p> <p>一括入金予定案件や担保処分予定案件については、入金管理を徹底するとともに、入金がなかった案件について追跡管理を行い、善後策を講じた。</p> <p>イ 無担保求償権の回収促進を図るため、平成22年度は保証協会債権回収(株)への出向者を1名増員し、年間450件の新規委託を行った。(21年度委託件数200件)</p> <p>また、債務者等が県外に転出している求償権については、保証協会債権回収(株)の県外営業所へ委託して効率的な回収の促進に努めた。</p>	ア A イ A	
評価項目の自己評価				
<p>ア 平成22年度の求償権回収額は1,119百万円、前年度比81.9%となったが、計画の1,100百万円については達成した。その内、定期回収は277百万円、前年度比97.6%とほぼ前年度並みであったが、不定期回収は842百万円、前年度比77.8%となり前年度を下回った。</p> <p>不定期回収の内、物件処分による回収が648百万円となり、前年度から160百万円減少したことが不定期回収の低下要因となったが、有担保求償権の競売申立を促進したことなどから、協会申立による競売配当は前年度比138.1%と増加した。</p> <p>定期回収については、平成22年10月に「分割返済管理システム」が稼働し、定期回収先の掘り起しと追跡管理の強化を図ることができた。</p> <p>イ 平成22年度の保証協会債権回収(株)の求償権回収額は164百万円となり、前年度比125.3%、計画比112.9%となった。その内、定期回収については前年度比117.3%、不定期回収については前年度比171.3%となり、特に、不定期回収については、回収が長期化していた無担保大口案件の一括返済交渉が実り、回収の増加に繋がるなど、無担保求償権の回収促進が図れた。</p> <p>なお、平成23年度から、保証協会債権回収(株)については、回収業務に係る折衝方法の制限等があることから、定期回収先を主体に委託するよう改めた。</p>				

評価項目	(11) 求償権の適正管理及び的確な管理事務停止と求償権整理の実施	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 各求償権の回収方針を基に適正な進捗管理を行う。	ア 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき、一括入金予定及び未分類の求償権については、毎月、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定し、全求償権については年2回、回収促進手段に基づき手続きが実行されているか課長が確認し、必要な措置を講じた。 また、回収手続きが長期化している案件で、隨時追跡の必要がある案件については、「追跡案件調書」を作成し、債務者等の実態把握を行うとともに、毎月開催する部内会議において回収方針等の善後策を講じた。	ア A
イ 求償権回収の合理化、効率化を図るための管理事務停止及び求償権整理を的確に行う。	イ 回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みと管理事務の効率化を図るために、破産等により回収が困難又は不能な求償権を中心に管理事務停止を実施した。 また、求償権整理についても基準に基づき適切に実施した。	イ A
評価項目の自己評価		
ア 各求償権については、担当者と課長が協議のうえ回収方針を決定することから、その後の進行管理について一体となって取り組むことができ、適時適切な督促を継続し回収の促進が図れた。 「追跡案件調書」の対象とした案件については、債務者や関係機関等との交渉が緊密となり、実態把握が詳細に行われ、交渉経過の管理に効果的であった。		
イ 管理事務停止については、毎月実施している時効管理ヒヤリング及び年2回実施した全求償権ヒアリングにより対象先をリストアップし適時実施したことから、求償権回収の合理化・効率化に努めることができた。 なお、平成23年度から専任職員を配置し、更に的確な管理事務停止及び求償権整理を行い、求償権回収の促進を図ることとした。		

4 その他間接部門

評価項目	(12) 企画立案や総合調整機能等の充実	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>年度経営計画の策定、各部署間の横断的な企画立案・総合調整、事務の合理化・効率化等に関する企画調整機能を充実し、その十分な発揮に努める。</p> <p>また、本協会の部長や次長等で構成する「計画等自己評価委員会」において年度経営計画の自己評価を行うとともに、公認会計士等で構成する「外部評価委員会」から、自己評価に係る評価方法、評価内容等について、意見・助言を受けることとする。</p>	<p>平成22年度経営計画については、平成22年3月23日に開催の理事会において承認され、同年4月1日付けて、金融庁長官及び経済産業大臣に対し報告するとともに、同年5月17日、九州経済産業局に対し説明を行った。</p> <p>計画等自己評価については、平成22年7月5日、「外部評価委員会」を開催し、平成21年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価（案）について、意見・助言を求めた。</p> <p>同年7月30日、同委員会の委員長から会長に対して「平成21度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。</p> <p>同年8月4日、外部評価委員会による意見・助言を踏まえ「平成21年度経営計画の評価」を取りまとめた。</p> <p>同年8月6日に九州経済産業局、鹿児島財務事務所に対し、それぞれ説明を行った後、ホームページ及び保証月報（7月号）により公表した。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>理事会で承認された平成22年度経営計画については、主務省に報告・説明した。</p> <p>平成21年度経営計画については、7月に開催した外部評価委員会における意見・助言を踏まえ、自己評価を取りまとめ公表した。</p> <p>また、9月27日から10月1日にかけて実施された九州経済産業局の立入検査においては、企画調整課が統括担当となり、各部署間の総合調整に努めた。</p>		

評価項目	(13) リスク考慮型保証料率体系及び責任共有制度の円滑な実施並びに改正利息制限法及び改正出資法への対応	総合判定 A
	課題解消のための方策	
方策の項目	実施状況	達成度
<p>リスク考慮型保証料率体系の運用については、財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率等再計算システムによる検証を実施し、その正確性の確保に努める。</p> <p>また、責任共有制度については、金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検する。</p> <p>更に、平成22年6月に施行された改正利息制限法及び改正出資法に適切に対処するため、必要な諸規程等の改正や電算処理システムの変更に取り組む。</p>	<p>保証料率等再計算検証システムによる検証については、保証料率等再計算・検証事務マニュアルに基づき、平成22年6月、9月、12月、平成23年3月の計4回実施した。</p> <p>また、裏書譲渡手形等に係る入力データの検証については、平成22年4月、8月、11月、平成23年2月の計4回実施した。</p> <p>責任共有制度に係る負担金計算の基礎データについては、連合会から送付されたデータの点検・保管を行った。</p> <p>改正利息制限法及び改正出資法に対処するため、信用保証料等徴収規程の一部を改正し、保証協会システムセンターにおいてシステム開発、変更を行うとともに、関係部署ごとに研修を行い周知を図った。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>財務データの入力チェックについては、保証審査担当者及び課長による二重チェックを行っており、保証料算出金額の違算等は発生していない。</p> <p>また、保証料率等再計算・検証は、定期的に実施しており、正確な保証料徴収が行われた。</p> <p>責任共有制度に係る金融機関向け送付データについては、これまで誤りは発生しておらず、正確なデータ提供ができている。</p> <p>改正利息制限法及び改正出資法に対する電算システムについては、関係部署との連携により、職員に対する周知や適切な運用が図れた。</p>		

評価項目	(14) 信用保証制度の多様化・高度化に対応した職員の資質向上及び保証審査に対する目利き能力の向上	総合判定		
		A		
課題解消のための方策				
方策の項目	実施状況	達成度		
<p>保証制度の高度化・多様化に対応するためには、より高度な知識やノウハウが必要となってきており、職員の資質向上が不可欠である。</p> <p>このため、協会内外の研修等による職員の審査能力に関する目利き能力向上はもとより、顧客目線に立った審査ができるよう職員の意識改革を図るとともに、保証利用企業に対する経営コンサルティング能力の向上に努める。</p> <p>また、弁護士・司法書士等の専門家による研修会や連合会研修等へ積極的に参加させるとともに、部内でのOJTにより、回収業務に関する知識向上を図る。</p>	<p>連合会等が主催する研修会に延べ26名が参加し、本協会が推薦する通信教育を3名が受講した。</p> <p>【連合会主催の主な研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校目利き・財務分析研修 3名 ・実務研修（管理回収） 2名 ・事業再生支援講座 3名 ・MSS活用講座 1名 <p>職員の資格取得の推進・奨励を図るため、国家資格及び国家試験に限定していた表彰の対象に、連合会が実施する信用調査検定を追加した。</p> <p>【信用調査検定合格者】</p> <table border="0"> <tr> <td>初級 2名</td> <td>中級 3名</td> </tr> </table> <p>また、税理士資格取得のため大学院に通学する職員がいるため、勤務時間の調整等を行うなど、積極的に支援することとした。</p> <p>各部においては、関連する知識を高めるため、事故案件の検証分析や回収業務に関する知識向上を図るために、各部内におけるOJT研修等を実施した。</p>	初級 2名	中級 3名	A
初級 2名	中級 3名			
評価項目の自己評価				
<p>各種研修会の参加については、年度当初に受講者計画を作成し、積極的な参加に努めた。</p> <p>資格取得等奨励表彰制度の表彰対象を拡充し、より多くの職員がチャレンジできるように改正した。</p> <p>審査能力に関する目利き向上と、回収業務に関する知識向上を図るため、各部内におけるOJT研修等を実施した。</p> <p>なお、平成23年度は、信用調査検定について初級5名、中級8名、上級2名、計15名がチャレンジすることとしている。</p>				

評価項目	(15) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用	総合判定
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上対策等に努める。</p> <p>また、平成22年度に施行する緊急時における事業継続に係る方法や手段などを取り決めておく事業継続計画（B C P）について、関係部署と連携し、当該計画の周知徹底を図るとともに、教育訓練を実施する。</p>	<p>関係部署から依頼を受けた7件の電算システムの開発及び変更については、毎月開催する電算システム検討委員会で検討を行い、適正な運用に努めた。</p> <p>また、関係機関から電算システムに影響を及ぼすと思われる通知（文書）を受理した場合は、システムセンター及び関係部署と連携し、電算システム検討委員会で検討のうえ迅速かつ適切な対応に努めた。</p> <p>事業継続計画（B C P）について、平成23年3月に協会内説明会を実施し、当該計画の周知を図った。</p>	B
評価項目の自己評価		
共同システムについては、同システム協議会から参加協会に対し、適宜、システムに関する説明会や情報提供により、適時・適切な運用が行われている。		
事業継続計画については、今年度下期に同計画の周知を図ったが、訓練についてはシステムセンターを交えて行うため、平成23年度に実施することとした。		

評価項目	(16) 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化	総合判定				
		A				
課題解消のための方策						
方策の項目	実施状況	達成度				
<p>個人情報保護の徹底を図るために関係諸規程の整備を行ってきたが、これら諸規程の周知徹底を図るとともに、個人情報の適正な管理に努める。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルに基づき、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス研修・啓蒙活動実施により役職員の倫理意識及び公共意識の向上、法令・諸規程等の適正な運用に努めるとともに、正確な業務運営に取り組む。</p> <p>更に、コンプライアンス委員会において認定した、反社会的勢力をデータベース化し、有事における対応強化を図る。</p>	<p>個人情報保護関係規程の周知徹底については、コンプライアンス個別研修の目的として位置づけており、各部署において研修を実施した。</p> <p>平成22年度コンプライアンス・プログラムは、規定に基づき、平成22年2月16日開催のコンプライアンス委員会において審議のうえ、同年3月12日に開催した常勤役員会において承認された。(同年4月1日施行)</p> <p>具体的には、次のとおり実施した。</p> <p>【コンプライアンス担当者向け研修】</p> <p>平成22年5月（講師：常務理事） 平成23年3月（講師：専務理事）</p> <p>【全体研修】</p> <p>平成22年6月（講師：顧問弁護士） 平成22年11月（講師：県暴力追放運動推進センター）</p> <p>【個別研修】</p> <p>4月、7月、10月、12月に各部長・各課長等により実施</p> <p>反社会的勢力のデータベース化</p> <p>平成23年3月末現在、コンプライアンス委員会が認定した反社会的勢力等は次のとおり。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>反社会的勢力</td> <td>108先</td> </tr> <tr> <td>反社会的勢力懸念</td> <td>51先</td> </tr> </table>	反社会的勢力	108先	反社会的勢力懸念	51先	A
反社会的勢力	108先					
反社会的勢力懸念	51先					
評価項目の自己評価						
<p>個人情報保護関係規程に基づく事務処理の徹底に努めており、個人情報漏えい事案の発生はなく、個人情報の管理は適正に行われた。</p> <p>幹部会議や、毎月のコンプライアンス委員会により、コンプライアンス啓蒙活動に努めるとともに、平成22年度コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、役職員の法令遵守の徹底に努めた。</p> <p>また、引き続き反社会的勢力のデータベース化を実施し、有事における対応強化を図った。</p>						

評価項目	(17) 協会運営や経営目標の達成に貢献する内部監査の実施		総合判定 A
	課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度	
協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況及び会計処理状況並びに財産の保全状況について、協会運営や目標達成に貢献することを目的とした、内部監査を実施する。 また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携などにより、協会業務を支援し、財産の保全及び経営計画の達成並びに健全かつ断続的発展の実現を支援する。	平成22年度は、的確で効率的な監査を実施するため、各部の監査を四半期に1回実施した。なお、平成22年度に創設された経営支援部の監査については、保証部と同時に実施した。 また、内部監査を実施するにあたり、担当する監査員は、関係する規程や要領等について、事前研修を行った。 無通告監査は、年間に2回実施するとともに、監事監査との連携により、的確な内部監査に繋げることができた。 なお、監査結果は全て会長まで報告するとともに、幹部会議において報告し、改善を要する事項等については、必要に応じ、担当する部長に対し回答を求めた。	A	
評価項目の自己評価			
平成22年度は、計画した全ての内部監査を実施するとともに、無通告監査を2回実施し、事務の改善や統一化に繋げることができた。 また、監事監査との連携により、的確かつ効率的な内部監査を実施することができた。			

5 事業計画

平成22年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3「計画等自己評価（案）に係る達成基準」に基づき、A・B・C・Dの4段階とし、A～高い、B～普通、C～やや低い、D～低いとした。（以下、6について同じ）

（単位：百万円、%）

項目	21年度 実績 A	22年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	93,324	90,000	87,455	93.7	97.2	B	平成22年度は、緊急保証制度が平成23年3月末で終了することもあり、下期は計画額を上回ったものの、上期が低調であったため、年度末では計画額に25億円余り不足した。
(2) 保証債務残高	205,692	204,000	203,875	99.1	99.9	B	保証承諾は計画を下回ったものの、保証期間の長い緊急保証制度の利用もあって、ほぼ計画額どおりの保証債務残高となった。
(3) 保証債務平均 残高	203,701	207,800	204,940	100.6	98.6	B	保証債務残高は計画額通りであったが、上期の保証承諾が計画額を下回ったことから、保証債務平均残高は、計画額に29億円不足した。
(4) 代位弁済	4,405	6,000	4,275	97.0	71.3	A	国の緊急保証による資金繰り支援や、中小企業金融円滑化法による返済緩和の実施等により、平成22年度の県内中小企業の倒産は鎮静化しており、代位弁済についても、計画額を下回り、ほぼ前年度並みの実績となった。
(5) 実際回収	1,366	1,100	1,119	81.9	101.7	A	定期回収は前年度比97.6%とほぼ前年度並みであったが、不定期回収が前年度比77.8%と大きく下回った。特に不定期回収のうち、不動産処分による回収額が前年度を約160百万円下回ったことが影響しているが、年度計画の11億円については達成した。
(6) 求償権残高	1,841	2,222	1,666	90.5	75.0	A	損失補償の負担割合が高いセーフティネット保証の代位弁済が増加していることや、22年度決算から金融安定化特別基金の振替による損失補償償却を実施したことなどから、求償権残高は前年度より175百万円減少し1,666百万円となった。

6 収支計画

平成21年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり、自己評価を行った。

(単位：百万円、%)

項目	21年度 実績 A	22年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,686	2,911	2,892	107.7	99.3	—	
(2) 保証料	2,281	2,292	2,234	97.9	97.5	—	(2) 保証料 保証債務平均残高は、前年度比0.6%増となったが、保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比の割合が増加したことから、保証料収入は前年度比2.1%減となった。
	318	321	327	102.8	101.9	—	
	24	257	259	1,079.2	100.8	—	
	63	41	72	114.3	175.6	—	
(6) 経常支出	1,719	1,777	1,720	100.1	96.8	—	
(7) 業務費	752	799	757	100.7	94.7	—	(3) 運用資産収入 預け金利回りは、前年度より0.12%減少したが有価証券残高及び利回りの増加により、計画比2.2%増となった。
	0	0	0	—	—	—	
	962	956	957	99.5	100.1	—	
	5	22	6	120.0	27.3	—	
(11) 経常収支差額	966	1,134	1,172	121.3	103.4	A	
(12) 経常外収入	5,961	6,542	5,757	96.6	88.0	—	
(13) 償却求償権回収	62	77	89	143.5	115.6	—	
	1,150	1,274	1,257	109.3	98.7	—	
	953	793	822	86.3	103.7	—	
	3,795	4,398	3,589	94.6	81.6	—	
	0	0	0	—	—	—	
(18) 経常外支出	6,614	7,238	6,174	93.3	85.3	—	
(19) 求償権償却	4,517	5,116	4,139	91.6	80.9	—	
	1,257	1,239	1,253	99.7	101.1	—	
	822	868	763	92.8	87.9	—	
	19	15	19	100.0	126.7	—	
(23) 経常外収支差額	△ 654	△ 696	△ 417	63.8	59.9	—	
(24) 金融安定化特別基金取崩	44					—	
(25) 制度改革促進基金取崩額	0	0	2	—	—	—	
(26) 当期収支差額	357	438	757	212.0	172.8	A	
(27) 収支差額変動準備金繰入額	178	218	378	212.4	173.4	—	
(28) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(29) 基金準備金繰入額	179	220	379	211.7	172.3	—	
(30) 基金準備金取崩額	0	0	0	—	—	—	
(31) 金融安定化特別基金取入額	0					—	
(32) 基金取崩額	0	0	0	—	—	—	

7 財務計画

平成21年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円、%)

項目	21年度 実績 A	22年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
年 度 融 資 中 機 関 出 え ん 負 金 担 ・ 金	(1) 県	0	0	0	-	-
	(2) 市　町　村	0	0	0	-	-
	(3) 金融機関等	0	0	0	-	-
	(4) 合　計	0	0	0	-	-
(5) 基金取崩		0	0	0	-	-
(6) 基金準備金繰入		179	220	379	211.7	172.3
(7) 基金準備金取崩		0	0	0	-	-
期 末 基 本 財 産	(8) 基　金	5,788	5,788	5,788	100.0	100.0
	(9) 基金準備金	6,664	6,923	7,043	105.7	101.7
	(10) 合　計	12,453	12,711	12,831	103.0	100.9
(11) 制度改革促進基金造成		28	-	87	310.7	-
(12) 制度改革促進基金取崩		0	-	2	-	-
(13) 制度改革促進基金期末残高		360	360	446	123.9	123.9
(14) 収支差額変動準備金繰入		178	218	378	212.4	173.4
(15) 収支差額変動準備金取崩		0	0	0	-	-
(16) 収支差額変動準備金期末残高		4,072	4,329	4,450	109.3	102.8
(17) 国からの財政援助		0	-	0	-	-
(18) 基金補助金		0	-	0	-	-
(19) 地方公共団体からの財政援助		475	-	386	81.3	-
(20) 保証料補給 (「保証料」計上分)		261	-	199	76.2	-
(21) 保証料補給 (「事務補助金」計上分)		0	0	0	-	-
(22) 損失補償補填金		214	229	187	87.4	81.7
(23) 事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	0	0	-	-
(24) 借入金運用益		0	0	0	-	-
(25) 責任共有負担金		24	257	259	1,079.2	100.8

8 経営諸比率

平成21年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり、自己評価を行った。

(単位：%，ポイント)

項目	21年度 実績 A	22年度		対前年 度 実績増 減 C-A	計画比 増減 C-B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.12	1.10	1.09	△ 0.03	△ 0.01	(1) 保証平均料率 緊急保証制度が創設から2年経過し、必要資金が一巡した影響により保証承諾が計画比2.8%、保証債務平均残高も1.4%減少した。 また、保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が高くなつたことから、保証平均料率は計画比0.01ポイント減となつた。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.16	0.15	0.16	0.00	0.01	
(3) 経費率	0.37	0.40	0.37	0.00	△ 0.03	(3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比0.03ポイント減となつた。
(4) (人件費率)	0.27	0.27	0.26	△ 0.01	△ 0.01	
(5) (物件費率)	0.11	0.12	0.11	0.00	△ 0.01	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.47	0.46	0.47	0.00	0.01	
(7) 支払準備資産保有率	11.63	11.71	12.13	0.50	0.42	
(8) 固定比率	0.02	0.02	0.01	△ 0.01	△ 0.01	
(9) 基金の基本財産に占める割合	46.48	45.54	45.11	△ 1.37	△ 0.43	
(10) 求償権による基本財産固定率	8.18	10.64	7.04	△ 1.14	△ 3.60	(12) 代位弁済率 代位弁済が、緊急保証の対応や金融円滑化法による効果で、計画を大きく下回つたことから、代位弁済率は、計画比0.80ポイント減となつた。
	1,841	2,222	1,666	-	-	
(11) 基本財産実際倍率	16.52	16.05	15.89	△ 0.63	△ 0.16	
(12) 代位弁済率	2.16	2.89	2.09	△ 0.07	△ 0.80	
(13) 回収率	3.57	2.52	2.75	△ 0.82	0.23	

注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 基本財産固定料欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数（単位：百万円）を記入する。

3 算式

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 保証平均料率 | 保証料収入／保証債務平均残高 |
| (2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合 | 運用資産収入／保証債務平均残高 |
| (3) 経費率 | 経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高 |
| (4) 人件費率 | 人件費／保証債務平均残高 |
| (5) 物件費率 | 物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高 |
| (6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合 | 信用保険料／保証債務平均残高 |
| (7) 支払準備資産保有率 | (流動資産-借入金)／保証債務残高 |
| (8) 固定比率 | 事業用不動産／基本財産 |
| (9) 基金の基本財産に占める割合 | 基金／基本財産 |
| (10) 求償権による基本財産固定率 | (求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産 |
| (11) 基本財産実際倍率 | 保証債務残高／基本財産 |
| (12) 代位弁済率 | 代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高 |
| (13) 回収率 | 回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計)) |

Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言

平成22年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成23年7月4日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月29日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成22年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

平成22年度経営計画の自己評価に係る意見等について

我が国経済は、リーマンショック以降、世界的な景気後退の中で急速に悪化したが、国による景気対応緊急保証や中小企業金融円滑化法の施行等金融支援策の推進により、中小企業の資金円滑化が図られ、企業倒産は沈静化し、一部で景気の持ち直しの動きが見られた。

本県中小企業を取り巻く環境は、個人消費の低迷、設備投資の減少等により厳しい状況にある中で、飲食業、観光産業等への効果が大いに期待される九州新幹線鹿児島ルートの全線開業を迎えたが、直前に発生した東日本大震災の影響もあり、当初の見込みを下回った利用客は、5月の連休を期に増加しているものの、鹿児島地区や指宿地区が主となっており、県内全域への広がりという面では先行き不透明感が見られる。

このような状況の中で、鹿児島県信用保証協会の業績は、保証承諾額87,455百万円（計画比97.2%）、代位弁済額4,275百万円（計画比71.3%）、実際回収額1,119百万円（計画比101.7%）となり、保証承諾の計画比は前年割れとなるも、景気対応緊急保証や中小企業金融円滑化法による金融支援策により、代位弁済が大幅に減少したこと等により収支も確保され、概ねバランスの取れた業務体制が構築されているものと判断する。

以上の状況を踏まえ、今後の県内における安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指していただくために、当委員会は以下について提言する。

1 保証部門について

保証部門においては、緊急保証の一服感もあり保証承諾、保証浸透率は前年度より落ち込んだ。

保証利用の推進については、面談・企業訪問等を積極的に行うなど保証審査の充実と効率化の努力は見られるところであるが、昨年度も提言したように、新たな需要の掘り起こしや、保証協会制度に親しめる環境作りに努めることなど更なる取り組みが必要である。

また、多様化する顧客ニーズへの対応や、取扱金融機関との意思の疎通に積極的に対処する必要があると考える。

加えて、協会が情報配信しているEメールの効果的な活用による利便性の向上や、地域中小企業者と密接に連携している商工団体等との関係構築を図るなど、さらなる保証

利用の推進をお願いしたい。

2 期中管理部門について

期中管理部門においては、今後増加が懸念される事故発生や代位弁済の抑制を図るため、期中支援課を新設したことは、時宜を得た組織改革であると考える。

今後、同課におけるリスケジュールによる再生支援を充実させ、顧客目線に沿って親身になった、きめ細かい経営相談や経営指導に努めることが重要であると認識する。

また、中小企業を取り巻く環境の改善には相当な時間と労力を要するが、経営支援・再生支援を担当する期中管理部門は、より一層の審査能力向上に努め、中小企業者の経営体質強化、フォローアップを行い、代位弁済の抑制に繋げられるよう期待する。

なお、求償権消滅保証については、先進地協会の成功事例を参考に、管理部との連携による取り組みが必要である。

3 回収部門について

回収部門については、計画以上の回収が図られているが、不動産処分等、担保による回収が大きな割合を占めている状況にある。

今後、人的・物的保全のない求償権が増加することが想定されることから、さらに継続的・効率的な回収を図る必要がある。

そのため、画一的でなく、個々の求償権の実態に沿った適切な回収方策や、保証協会債権回収(株)の効果的な活用について検討を行うとともに、回収困難又は回収不能な求償権については、「求償権整理取扱要領」に基づき適宜求償権整理を実施し、効率的な債権管理に努める必要がある。

4 その他間接部門について

その他間接部門については、職員研修、コンプライアンス態勢ともに、それぞれの担当部署において計画的に実施されており、経営の透明化、適正化等の体制強化が図られているところであるが、今後とも多様化する顧客ニーズに対応した職員の養成を積極的に行い、資質向上及び目利き能力の向上に努めていただきたい。

(参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学法文学部教授
委 員	田畠 恒春	公認会計士
委 員	野田 健太郎	弁護士

外部評価委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。

3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 企画調整課長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長及び調査室長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

- 2 企画調整課長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。
- 3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

- 2 委員会の委員は、総務部長、保証部長、経営支援部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（総括）、経営支援部次長及び管理部次長、をもって構成し、委員長には総務部長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。
- 5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

- 2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求ることとする。
ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、計画策定後の本協会を取り巻く、社会・経済情勢の変化等により、評価基準により難い場合は、評価者全員で協議して判定を行う。

- (ア) 保証承諾
- (イ) 保証債務残高
- (ウ) 実際回収
- (エ) 代位弁済

区分 計画比		達成度の評価基準	
		評価項目(ア)～(ウ)の判定	評価項目(エ)の判定
①	100%以上	A (高い)	D (低い)
②	95%以上 100%未満	B (普通)	C (やや低い)
③	90%以上 95%未満	C (やや低い)	B (普通)
④	90%未満	D (低い)	A (高い)

(2) 年度経営計画に係る評価

ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目(ア)～(ウ)の判定」は「評価項目(ア)～(カ)の判定」に、「評価項目(エ)の判定」は「評価項目(キ)及び(ク)の判定」に読み替える。

- | | |
|--------------|-----------|
| (ア) 保証承諾 | (キ) 代位弁済 |
| (イ) 保証債務残高 | (ク) 求償権残高 |
| (ウ) 保証債務平均残高 | |
| (エ) 実際回収 | |
| (オ) 経常収支差額 | |
| (カ) 当期収支差額 | |

ウ その他の評価

収支計画に係る評価（経常収支差額及び当期収支差額を除く。）、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Eによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 6月 1日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領（以下「自己評価実施要領」という。）第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価(案)に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価(案)の評点者（以下「評点者」という。）は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会（以下「委員会」という。）の委員とする。

2 達成度の評価方法

（1）中期事業計画に係る評価

ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に（ア）の方法により評価したうえで、（イ）により総合判定を行う。

（ア）取組方針の項目の評価

a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

（a）計画性

（b）積極性

（c）貢献性

（d）創意・工夫性

（e）効率性（経費削減）

c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点（小数点以下は切捨）を算出し、その平均評点により次のとおり5段階で総合判定を行うこととする。

（a）平均点90点以上100点以下の場合・・・A（高い）

（b）平均点75点以上90点未満の場合・・・B（やや高い）

（c）平均点55点以上75点未満の場合・・・C（普通）

（d）平均点40点以上55点未満の場合・・・D（やや低い）

（e）平均点0点以上40点未満の場合・・・E（低い）

（イ）評価項目の総合判定

上記（ア）の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Eの総合判定を行う。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。